

9月6日の本会議において、総務常任委員会に付託を受けました議案第39号、議案第40号および議案第62号の3議案について、9月12日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第39号 湖南省長等の給料月額の特例に関する条例を廃止する条例の制定について、時限立法の条例の廃止方法についての質疑に対して、これまでは廃止の手続きは行っていなかったが、指摘があったので今回は上程させてもらった。今後全国の事例等を精査していく、との答弁でした。

また、6月定例会での委員会における説明では、その背景について詳細な言及がなかった。今後は詳細な説明を行うべきでは、との質疑に対して、条例の背景についての説明責任を果たすために十分に精査したうえでしっかり説明していきたい、との答弁でした。

議案第40号 湖南省税条例の一部を改正する条例の制定について、一部漢字表記の変更があるが、文言整理のために訂正したものか、との質疑に対して、改正作業の中で漢字表記の誤りを発見したので訂正を施した、との答弁でした。

議案第62号 字の区域および名称の変更について、新しくエリアが増えたことによって住居表示の枝番は増えるのかとの質疑に対して、今回の区域は隣接する菩提寺北三丁目および五丁目に編入されることから、それぞれ街区番号が追加されることになるが、表記については既存の住居表示区域と同様の表記である何丁目何番何号という形になる、との答弁でした。

また、6月定例会での議決後、30日間の公示期間があったが、市民からの意見等があったのか、との質疑に対し、特に意見等はなかった、との答弁でした。

以上が質疑の概要であります。その後、各議案に対して討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第39号、議案第40号および議案第62号の3議案について、いずれも全員賛成で可決すべきものと決定しました。